【提案項目】
19　新たな産業用地確保に向けた地域未来投資促進法の活用促進について

【提案要旨】地域未来投資促進法の活用に向けた特例措置の拡充等

■提案事項

○　地域未来投資促進法を活用した土地利用調整について弾力的な運用を図ること

　地域未来投資促進法を活用した農地転用や市街化調整区域での開発行為を行うにあたり、土地利用調整計画の作成が必要であるが、企業の具体的な立地計画について記載を求められる。

　企業はその土地を活用可能であることが確かな場所に投資判断を行うものであり、土地利用調整計画作成時に企業が投資判断を行うことは困難であるため、具体的な立地企業が決定していない段階においても土地利用調整計画の承認を得ることができるなど、弾力的な運用が必要である。

○　地域未来投資促進法の活用に向けた特例措置を拡充すること

　地域未来投資促進法に基づく基本方針に定める、市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する対象施設の拡大が必要である。

【提案先：経済産業省】

東広島市の現状と課題・取組状況

１９　新たな産業用地確保に向けた地域未来投資促進法の活用促進について

【現状・課題】

・地域未来投資促進法を活用した農地転用の事務手続きでは、土地利用調整計画と地域経済牽引事業計画が承認された場合に農地転用が可能となる。

・市町村が作成する土地利用調整計画において、具体的な立地ニーズに基づく土地利用の方法について記載が必要であり、実質、立地企業が決定していなければ土地利用調整計画の作成ができないが、企業視点に立つと、県による承認が確定していない計画作成時において、投資判断をしなければならない。

・土地利用調整計画の土地利用の方法の記載については、業種程度に留め、具体的な立地企業が決定していない段階においても、土地利用調整計画の承認を得る事ができれば、企業は立地検討を行いやすくなる。

・地域未来投資促進法の基本方針において、市街化調整区域内で認められている開発行為は、次の2つの区域に限定され、かつ、施設も限定されている。
（1）流通の結節点
（2）原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍
新たに対象とする施設は、半導体関連産業や自動車関連産業、食品加工業などを想定している。

【期待される効果】

・さまざまな産業の更なる集積や高度化

・雇用者数の増加・市内総生産の増加